＜創業・成長産業推進金融対策事業費補助＞

（事業概要）

県経済の活性化が期待される創業や成長産業分野等、県内中小企業の前向きな取組の加速化に向け、県特別保証融資制度『「選ばれる青森」への挑戦資金』のうち、同分野に係る取組に対して、信用保証料の一部を県が補助することにより、県内中小企業による前向きな取組を支援する。

事業内容

「選ばれる青森」への挑戦資金のうち、以下の取組について、**信用保証料の30%又は40%を補助**し、事業者負担を軽減する。

補助対象

①スタートアップ創出枠（信用保証料0．2%上乗せ分は補助対象外）　②創業枠
③県の推進する戦略等に基づく重点推進分野
④法令認定・補助採択事業　⑤新分野進出　⑥新商品・新技術開発等
⑦再生可能エネルギー発電設備導入　⑧働き方改革推進事業の一部
⑨生産性向上を図る取組の一部
⑩DXを推進する取組の一部　⑪GXを推進する取組の一部
⑫SDGsの達成に資する取組の一部
⑬事業承継特別保証利用かつ中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センター確認
⑭経営承継借換関連保証を利用したもの　⑮金融機関提案枠
⑯賃金引上げに資する取組の一部　⑰物流の2024年問題の解決への取組の一部
※いずれも太陽光発電設備の導入に係る事業を除く

条件

補助対象融資限度額	5千万円（⑯⑰は別に各5千万円）
融資期間	運転10年以内（うち据置期間2年以内） 設備15年以内（うち据置期間3年以内） ①、⑬は10年以内（うち据置期間1年以内）
融資利率	「選ばれる青森」への挑戦資金の所定利率（年1．1%ほか）
信用保証料	所定の保証料率（0．45～1．90%）に対する30%を県が補助 〈特例〉金融機関提案枠（1千万円超の設備資金）については、青森県信用保証協会が保証料率を10%割引し、県は割引前の保証料率の40%相当額を補助（事業者負担は50%）

事業効果

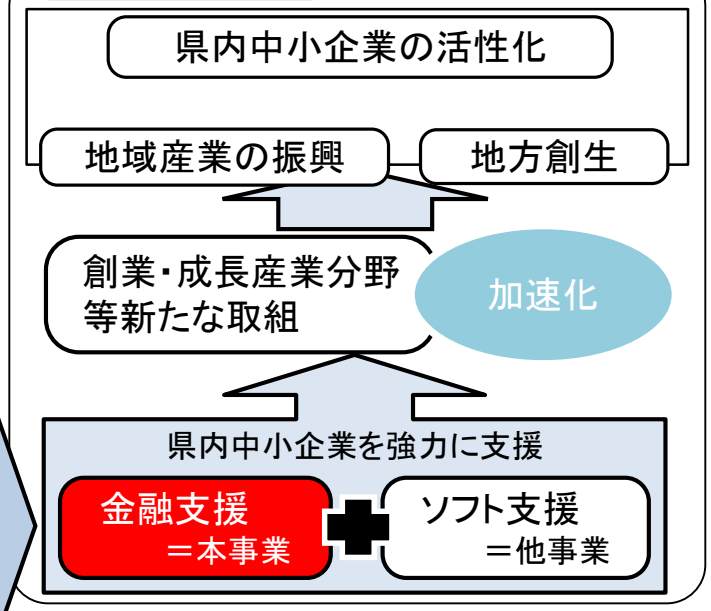
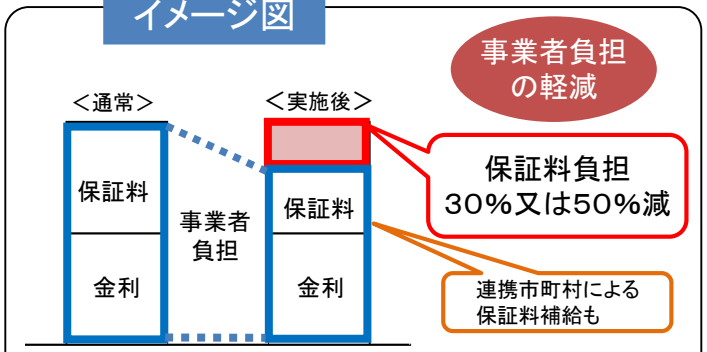
イメージ図